

平成29年7月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	東京都	大都市特有の財政需要の反映	<p>道府県分においては土地単価の高さが反映されず、また、大都市分においては普通態容補正の算定に用いる評点に上限が設けられるなど、現行の算定では都が抱える大都市特有の財政需要を適切に反映できていない。</p> <p>また、今後、都市部において急速な高齢化に伴う社会保障関係費の一層の増大が見込まれることも含め、これら大都市特有の財政需要を適時適切に基準財政需要額に反映すること。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定している他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、平成29年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p> <p>また、普通態容補正は、各市町村の都市化の度合を示す評点は、1,000点満点で示しているものであるが、当該評点に対応した各費目の個別係数の設定においては、決算の状況などを踏まえた上で、引き続き適切に設定してまいりたい。</p> <p>なお、土地単価の高さについては、平成15年度における留保財源率の引上げに際して、その見合い分として留保財源の多い財政力の高い都市部にかかる需要額を削減することとし、その他の土木費における土地価格比率による割増部分等を廃止したものである。</p>
2	(省)	神奈川県	大都市圏特有の財政需要の反映	<p>地方の財源保障に当たっては、過度な財源調整を行うことなく、地域住民が納得できるよう大都市圏特有の財政需要に十分配慮した算定を行うこと。</p>	<p>採用する。</p> <p>これまでも、社会保障関係経費や防災対策の強化に係る経費などについては、「人口」を測定単位として算定している他、道路交通量の多さを指標とした道路に関する需要額の割増しなどを行い、大都市圏における財政需要についても適切に反映している。</p> <p>さらに、平成29年度算定においても、近年大幅に増加している社会保障関係経費などについて、実態を踏まえ、密度補正等を講じて適切に算定している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
3	(省)	大阪市	標準報酬制への移行に伴う共済組合負担金の適切な算定	標準報酬制への移行に伴う共済組合負担金について、普通態容補正における共通係数の算出に当たっては、期末・勤勉手当の算定に地域手当の地域差を反映していることを踏まえると、共済負担金についても同様に地域手当等に対応した共済負担金増嵩額に負担率を乗じることで、標準団体ベースからの増嵩率を算定すること。	以下の理由により採用しない。 標準報酬制への移行後の共済組合負担金については、普通態容補正において、全団体の地域手当等の諸手当を含めた平均給与月額を踏まえ、標準的な共済組合負担金を設定し算定している。諸手当に計上している地域手当のみを抽出した上で、級地区分毎に共済負担金を算定することが困難であることから、標準的な共済組合負担金を用いている。
4	(省)	長野県 (軽井沢町)	別荘等二次的居住数における補正係数の追加(「住宅・土地統計調査」における別荘等二次的居住数における補正係数の追加)	基準財政需要額の算定については、保健休養地等であることによる常住人口では反映できない特殊の財政需要に十分に配慮して算出すること。(別荘所有者等に係る行政経費の反映)	以下の理由により採用しない。 補正係数の新設については、算定の簡素化の観点から慎重に対応する必要がある。また、交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な統計数値であることを要するが、「住宅・土地統計調査」は、公表数値が一部の市町村に限られていることから、交付税算定に用いることは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[消防費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
5	(省)	外ヶ浜町 (青森県)	消防費における段階補正等の補正係数の充実	消防費の段階補正及び密度補正を充実すること。	以下の理由により採用しない。 消防費における段階補正及び密度補正 I については、全国の実態を踏まえて人口段階及び人口密度に応じた経費の割増、割落としを行っている。 なお、平成27年度には全国の市町村の実態を踏まえて標準団体の面積の見直しを行うとともに、標準団体の行政規模を見直し、職員数及び経費の増について平成29年度まで段階的に反映してきた。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[下水道費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
6	(省)	滋賀県	下水道費の投資補正(高資本費対策)に係る30年未満要件の見直し	下水道費の投資補正(高資本費対策)に係る30年未満要件について、「下水道財政のあり方に関する研究会」報告のとおり、廃止を含めて見直すこと。	以下の理由により採用しないが、今後検討していく。 現在、現行の高資本費対策の要件等の見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。
7	(省)	青森県 つがる市 (青森県)	下水道費投資補正(高資本費対策)に係る経過年数要件の見直し	下水道費投資補正(高資本費対策)に係る経過年数要件を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、今後検討していく。 現在、現行の高資本費対策の要件等の見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。
8	(省)	大阪府	公営企業会計適用債の元利償還金に係る交付税算入方法の見直し	下水道費の事業費補正においては元利償還金見合い額から資本費平準化債の50%を控除することとなっているが公営企業会計適用債は控除の対象外とすること。	以下の理由により採用しない。 公営企業会計適用債の対象経費には、資本費平準化債の対象となるシステム導入経費のような資産の新規取得又はその価値の増加のために要する経費や基本計画策定経費など、資本費平準化債の対象経費と対象外の経費があり、その区分が困難であることから、公営企業会計適用債元利償還金について資本費平準化債同意等見込額の控除の対象としている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[小・中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
9	(省)	青森県 大鰐町 (青森県) 中泊町 (青森県) 東通村 (青森県)	小中学校費における密度補正Ⅰ(スクールバス等)の充実	近年、貸切バスの新料金・運賃制度の導入により経費が増加していることから単価を引き上げるとともに、通学エリアの広範囲化や積雪寒冷地であることによる経費のかかり増し等の地理的条件を反映すること。	一部採用する。 スクールバスの維持運営に係る経費については、文部科学省の実態調査に基づき単価を引き上げている。地理的条件による経費のかかり増しについての補正を行うことは、公信力を持つ数値を把握できないため、困難である。
10	(省)	沖縄県 那覇市 (沖縄県)	準要保護児童生徒関係経費に係る市町村の実際の財政負担状況の反映	準要保護児童生徒関係経費に係る補正について、「従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正」から市町村の実際の財政負担状況を反映する方法へ見直しを行うこと。	以下の理由により採用しない。 準要保護児童生徒関係経費のうち一般財源化分については、文部科学省からの要望も踏まえ、密度補正Ⅱにより従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を行っている。 なお、平成29年度算定においては、実態調査を踏まえ準要保護児童生徒に係る一人当たり単価を引き上げている。
11	(省)	福島県	教育費の震災特例措置の継続	教育費の震災特例措置について、平成29年度も継続すること。	採用する。 小学校費や中学校費などの東日本大震災に係る特例措置については、平成29年度においても継続する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(省)	【全20指定都市】 札幌市(北海道) 仙台市(宮城県) さいたま市(埼玉県) 千葉市(千葉県) 横浜市(神奈川県) 川崎市(神奈川県) 相模原市(神奈川県) 新潟市(新潟県) 静岡市(静岡県) 浜松市(静岡県) 名古屋市(愛知県) 京都市(京都府) 大阪市(大阪府) 堺市(大阪府) 神戸市(兵庫県) 岡山市(岡山県) 広島市(広島県) 北九州市(福岡県) 福岡市(福岡県) 熊本市(熊本県)	県費負担教職員の給与負担の移譲に係る基準財政需要額の標準的な経費の反映	県費負担教職員の給与負担の移譲に対する財政措置については、移譲される教職員の給与負担をはじめ、移譲に伴い新たに発生する人事・給与等に係る事務経費(ランニングコスト)を含めた標準的な経費について、適切な水準で基準財政需要額に全額反映すること。	採用する。 移譲された事務が円滑に執行できるよう、経費負担の実態を踏まえた補正を講じつつ、事務の移譲に伴う標準的な経費を基準財政需要額に算入する。
13	(省)	堺市 (大阪府)	市町村立特別支援学校に係る交付税措置の拡充	市町村立特別支援学校に係る運営経費について、交付税措置を拡充すること。	一部採用する。 市町村立特別支援学校に要する経費については、都道府県立特別支援学校の経費と同様に積算しており、平成29年度算定においては学校図書に係る経費等を充実している。
14	(省)	名護市 (沖縄県)	公立大学の運営経費に係る交付税措置の見直し	トップランナー方式の導入に伴う公立大学運営に係る経費水準の引き下げについて、地理的条件等を勘案した経費水準の引き下げを緩和すること。	以下の理由により採用しない。 公立大学の算定におけるトップランナー方式の導入にあたっては、普通交付税の算入額を、地方独立行政法人立の大学に対する運営費交付金の経費水準に見直している。 なお、普通交付税においては、学部ごとの経費の差を種別補正により反映しているところであるが、大学ごとの個別の要因をすべて算定に反映することは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[生活保護費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護費における扶助費の全額算入	<p>生活保護行政は法定受託事務であり、国の責務において行うことが必要であることから、国において認証し国庫負担金の算定に用いられている決算額に係る地方負担額については、次のとおり実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶助単価において各団体の実績単価を反映すること。 ・生活保護費において過大・過少分を翌年度精算すること。 	<p>一部採用する。</p> <p>生活保護費における扶助費の算定にあたっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者1人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。</p> <p>また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。</p>
16	(省)	大阪市 (大阪府)	普通交付税に関する省令に合致した医療扶助における被保護者調査第11表「医療費の審査及び決定」に基づき算出した被保護者数を用いた密度補正への変更	<p>自治体の経費負担を示す統計である被保護者調査「第11表 医療費の審査及び決定」のうち「支払確定件数」(レセプト)を受給者番号による「人」ベースに名寄せすること、省令に合致した「経費を負担した実人員」を算出し、新たな基礎数値として用いること。</p>	<p>以下の理由により採用しない。</p> <p>生活保護費における扶助費の算定にあたっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者1人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。</p> <p>また、ご指摘の「経費を負担した実人員」を、統計によることなく客観的に公正な基礎数値として把握することは困難であり、現時点では、扶助の種類に関わらず、現行のとおり被保護者調査等に基づく各扶助人員数を用いて算定することが適切であると考えている。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(省)	大阪府 大阪市 (大阪府)	児童扶養手当の適正な 算入	児童扶養手当については、法定受託事務であり、国の基準に基づいて全国的に画一的な取扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うもの。 従って、三位一体改革による地方負担額増額分に限定することなく、三位一体改革前における地方負担分(1/4)も含めた全額に対して、受給者数を基礎とした密度補正を行い、基準財政需要額に的確に算入すること。	一部採用する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するものである。児童扶養手当給付費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、引き続き適切な措置に努める。
18	(省)	かつらぎ町 (和歌山県)	保育所等の統廃合に係る「密度補正(定員区分係数)」の激変緩和措置の導入	保育所等の統廃合により認定こども園を設置した場合、密度補正(定員区分係数)において、需要額が急減するため、緩和措置を導入すること。	以下の理由により採用しない。 公立保育所の統廃合等により一施設当たりの利用定員が増になる場合には経費が減少することが想定されること、私立保育所に係る国庫負担金においても統廃合等に伴う激変緩和措置が導入されていないこと等から、激変緩和措置を行っていないものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[保健衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(省)	名寄市 (北海道)	旧公立病院改革プランに基づき平成26年度以降に行った病床数の削減への普通交付税措置の見直し	旧公立病院改革プランに基づき平成26年度以降に行った病床数の削減を旧特例分として普通交付税の算入対象として措置すること。	以下の理由により採用しない。 旧公立病院改革ガイドラインに基づく病床削減に係る財政措置は、当該ガイドライン及び新公立病院改革ガイドラインに記載しているとおり、期間は平成27年度までであり、平成25年度までに行われた病床削減に適用されるものである。
20	(省)	能勢町 (大阪府)	水道事業統合における高料金対策に係る交付税措置の拡充	簡易水道事業と上水道事業の統合に関しては、統合後10年間は激変緩和措置によって簡易水道事業の高料金対策経費が措置されることとなったが、同様の措置を上水道事業間の統合にも拡充すること。	以下の理由により採用しない。 簡易水道事業は一般的に経営基盤が脆弱であるため、経営の効率化・健全化、地域住民に対するサービス水準の向上等を図る観点から、平成31年度までの間に統合が可能な事業については統合することとし、また、統合可能にもかかわらず統合しない場合には、簡易水道に係る国交付金の交付対象外とすることとして、特別交付税による激変緩和措置を講じながら統合を推進している。 一方、上水道事業においては、各事業者が地域の実情に応じて、経営の現状・課題や将来推計についての情報を共有した上で、適切な連携の組合せの選択に向けて検討することが望ましいと考えているところであり、事業統合のみを推進しているものではないことから、簡易水道事業とは事情が異なるものである。
21	(省)	大阪府	国保安定化支援事業に係る繰出金の密度補正への適切な算入	当該年度の繰出金が基準財政需要額に適切に算入されるよう、精算制度や推計値を用いた算式の見直しを行うこと。	以下の理由により採用しない。 交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な統計数値であることを要するものであり、現行の基礎数値に推計値を用いた上で精算を行うことは考えていない。
22	(省)	大田市 (島根県)	病院事業債に係る普通交付税算入上限の見直し	病院事業債の交付税措置される施工単価の上限(36万円)について、近年の労務単価高騰を反映したものに見直しすること。	以下の理由により採用しない。 他の経営主体に比べて公立病院の建築費コストが高い傾向にあるとの指摘もあることを踏まえ、病院の施設整備費のうち、建物の建築単価が1㎡当たり36万円を上回る部分については、普通交付税措置の対象外としているところであり、当該基準の見直しについては慎重に検討する必要がある。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
23	(省)	奈井江町 (北海道)	自治体病院におけるサービス付き高齢者向け住宅への病床転換に伴う地方負担額(運営費)の適切な反映	サービス付き高齢者向け住宅への病床転換に伴う地方負担額(運営費)について密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 サービス付き高齢者向け住宅の運営費については、制度上利用料金によりまかなうものとされているため、普通交付税措置を講じることは適切ではない。
24	(省)	福島県	交付税算定における原発被災団体及び津波被災団体の特例措置の新設	高齢者保健福祉費の測定単位である「65歳及び75歳以上人口」並びに徴税費及び戸籍住民基本台帳費の測定単位である「世帯数」については、29年度算定から27年国勢調査数値(確定値)を基礎数値として用いることになるが、当該基礎数値についても、国勢調査人口の特例と同様に、住民基本台帳人口ベースに引き上げる等の特例措置を設けること。	採用する。 平成27年国勢調査数値への更新に伴い、東日本大震災により65歳以上人口及び75歳以上人口並びに世帯数が大幅に減少する福島県にあっては、域内市町村のうち原発被災団体及び津波被災団体について、平成22年の国勢調査数値に住民基本台帳数値の伸率を乗じた数値を用いることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[清掃費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(省)	恩納村 (沖縄県)	観光地における財政需要の適切な反映	観光地における財政需要を反映させる指標に、現行の「入湯税納税義務者数」に加えて、環境省実施の「一般廃棄物処理実態調査」による「事業系ごみ搬入量」及び厚生労働省実施の「衛生行政報告例」による「客室数」を用いること。	以下の理由により採用しない。 「一般廃棄物処理実態調査」の「事業系ごみ搬入量」については事業活動から出されるごみの搬入量を調査対象としており、観光業のみを対象とするものではないこと、「衛生行政報告例」については、調査の対象が市町村では指定都市及び中核市に限定されていることから、各指標を観光地における財政需要を反映させるために用いることは困難である。
26	(省)	京都市 (京都府)	観光地特有の財政需要を反映させるための補正係数の見直し	観光地における清掃費の財政需要を反映させるための密度補正の指標が入湯客数のため、温泉地以外では、適切に財政需要を反映できていないと考えられる。「全国観光入込客統計」は都道府県単位であるが、その算定基礎である「観光地点等入込客数調査」による市町村別観光入込客数延べ人数を用いる等、温泉地以外の観光地の財政需要についても適切に算定すること。また、商工振興費における観光振興経費の算入方法について、単位費用のみではなく観光客数に応じた補正係数の創設等により、観光都市特有の財政需要が的確に反映されるようにすること。	以下の理由により採用しない。 交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な統計数値であることを要するが、「全国観光入込客統計」は市町村単位の公表数値が存在しないことから、交付税算定に用いることは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
27	(省)	綾部市 (京都府) 松江市 (島根県)	密度補正Ⅲにおける外国青年招致人員等の算定対象の拡大	JETや姉妹都市協定、首長間交流協定に基づかない外国語指導助手(ALT)に係る経費についても交付税の算定対象とすること。	以下の理由により採用しない。 JETプログラムや自治体間交流に基づいて任用される外国語指導助手(ALT)については、地域社会における国際交流と諸外国との相互理解を増進するという役割に着目して措置を行っているものであることから、これら以外の任用については対象外としている。
28	(省)	王寺町 (奈良県)	地方創生のための取組に要する経費	地域振興費においても、KPI等の取組成果を表す数値を用いた算定を導入すること。	以下の理由により採用しない。 各地方団体が自主的・主体的に地方創生に取り組むための財政需要については、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、取組の成果を表す指標等も用いて算定しているものであり、その他の費目において同様の算定を行うことは考えていない。
29	(省)	島根県隠岐郡4町村 (島根県)	特定有人国境離島地域の地域社会の維持に係る経費の適切な算定(地域振興費(人口)における補正率の新設)	地域社会の維持に関して特別の措置を講ずることとされた特定有人国境離島地域の町村に対して、地域振興費(人口)に新たな補正率を設けること。	一部採用する。 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」の施行に伴い「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」が創設されたところであるが、これに係る事業の地方負担について、特別交付税措置を講ずることとしている。
30	(省)	境港市 (鳥取県)	人口急減補正による措置額のさらなる充実	人口急減補正は、人口が急減しても直ちに行政経費を減らすことが困難な実態を踏まえて激変緩和措置を行うための制度であり、平成28年度算定において拡充措置が講じられたところであるが、地方の市町村は継続的かつ急激な人口減少に直面しており、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 人口が急激に減少しても、人口の減少に即して直ちに行政経費を減らすことが困難な実態を踏まえ、平成28年度算定から人口急減補正を拡充することとしたものであるが、引き続き人口減少団体の実態を踏まえ、適切に算定していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
31	(省)	徳島県	段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保	段階補正係数と人口急減補正係数は、各団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、今後とも存続するとともに、係数の的確な算定により、適正な水準を確保すること。	採用する。 段階補正及び人口急減補正を継続することとし、人口規模に応じた経費差の反映や人口が急激に減少した団体に対する激変緩和措置を引き続き講じる。
32	(省)	高知県	人口急減補正の継続について	当県の平成27年国調人口は平成22年国調人口に比して人口が急激に減っており、29年度も引き続き人口急減補正を継続すること。	採用する。 平成27年国勢調査人口の結果を踏まえ、平成28年度算定において拡充することとした人口急減補正について、平成29年度算定においても引き続き適用する。
33	(省)	長崎県	地域振興費における「人口急減補正」に係る過疎市町村等の条件不利地域に適用される人口急減補正の対象団体拡大について	地域振興費における人口急減補正のうち、過疎市町村等の条件不利地域に適用される人口急減補正は、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項に該当する市町村(いわゆる「みなし過疎」)については適用除外となっているため、対象団体を拡大すること。	採用する。 人口急減補正の算式Ⅱについては、人口減少団体の実態を踏まえ、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項(いわゆる「みなし過疎」)が適用される団体及び半島振興法第2条に基づき指定された団体を新たに対象とした。
34	(省)	長崎県	隔遠地補正における人口30千人以上団体の段階補正の見直しについて	隔遠地補正に係る段階補正の補正率について、人口30千人から100千人について同一の算式を用いているが、人口30千人から40千人の団体について新たに算式を設けること。	以下の理由により採用しない。 隔遠地補正における人口段階による補正率については、人口の増減に応じて行政経費が逓減又は逓増することを踏まえ設定しているものであるが、引き続き適正な係数の設定に努めていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(省)	大阪市 守口市 (大阪府)	事業所税の基準財政収入額への不算入又は現行制度における収入見合いの基準財政需要額への算入方法の見直し	事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないようにすべきと考えるが、現行制度が継続するとしても、事業所税収入見合いの需要額を全額捕捉するようにすること。	以下の理由により採用しないが、算入方法については今後検討する。 事業所税は目的税であるが、税収規模が大きく、用途が包括的に規定されていること等から、普遍性が高いものとして、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入しているところである。 同税見合いの需要については、事業所税収入の使途状況を踏まえ、関係費目において、算入することとしているところであるが、算入方法については今後検討していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域経済・雇用対策費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
36	(省)	北海道 高知県	地域経済・雇用対策費 の算定方法の継続	地域経済・雇用対策費の算定方法 を継続すること。	採用する。 平成28年度と同様の指標により算定することとした。
37	(省)	北海道	人口密度を用いた補正 係数の採用	歳出特別枠が他の財政措置に振り 替えられる場合、人口密度をその算 定に用いられたい。	以下の理由により採用しない。 財政需要の内容に応じて算定を行うものであり、人口に係る密度補正を講じることを前提とすることはできない。
38	(省)	宜野湾市 (沖縄県)	経常態容補正係数の算 式の見直し	地域経済・雇用対策費の経常態容 補正係数の算式を見直すこと。	以下の理由により採用しない。 地域経済・雇用対策費については、平成29年度は地方財政計画の歳出削減枠の減少を反映し、単位費用は前年度△43.2%の減となっている。 経常態容補正は、地域経済や雇用環境の状態について、地域によって差があることを踏まえ、平成29年度算定においても、平成28年度と同様の算式を用いることで、対策の必要度が高い団体の需要額の減少額を緩和している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
39	(省)	青森県 黒石市 (青森県)	行革努力分の配分の見直し	トップランナー方式による減額分は、地域の元気創造事業費の行革努力分に乗せすること。	以下の理由により採用しない。 地域の元気創造事業費の行革努力分については、各地方団体が行政改革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていることから、積極的に行政改革に取り組んできた地方団体においては、地域経済活性化に係る財政需要も多額であると考えられることを踏まえたものである。 また、トップランナー方式による基準財政需要額の減については、公共施設等の維持補修・点検等に要する経費の増など、地域課題等に対応するための地方単独事業に要する経費の増に充当することとしている。
40	(省)	香芝市 (奈良県)	職員数削減率、人件費削減率の算定方法の見直し	人口増加自治体においては人口増加自治体の削減率平均を用いること。	以下の理由により採用しない。 全国の削減率より削減している団体ほど、行革により捻出した財源が大きいと考えられることから、各団体の削減率と全国の削減率の差により割増し又は割落としとしているものである。
41	(省)	三笠市 (北海道)	経済活性化の算定方法の見直し	統計数値が秘匿されている場合においても、数値を算入すること。	採用する。 統計数値が「秘匿」されている団体であっても、当該指標に係る財政需要を算定できるよう、係数設定方法を見直した。
42	(省)	岩内町 (北海道)	経済活性化分の算定方法の見直し	農林業センサスにおける農産物売上高と同様に、漁業センサスにおける漁業生産額等による補正係数を追加すること。	以下の理由により採用しない。 漁業生産額は、市町村の取組ということ以上に、海水温の変化により漁業資源の量や漁場の場所、時期が大きく変化することなどから、5年に1度実施される漁業センサスにおいても、農林業センサスに基づく生産額に比べ、その変動が大きい現状がある。 このため、各市町村の取組の成果を適切に算定に反映できないと考えられることから、漁業生産額を指標として用いていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
43	(省)	古賀市 (福岡県)	職員数削減率などの算定方法の見直し	単独市制施行した団体の行革努力の成果を反映できるよう、削減率の算定に用いる対象期間に特例を設けること。	以下の理由により採用しない。 全国の職員数のピーク時と各団体の職員数のピーク時が異なることも考えられることから、5年平均を用いることとしたところである。なお、削減率を算定する期間については、全国で同一の期間とする必要があると考えている。
44	(省)	諸塚村 (宮崎県)	経済活性化分の算定方法の見直し	「秘匿値」となった場合の補正係数算出方法を見直すこと。	採用する。 統計数値が「秘匿」されている団体であっても、当該指標に係る財政需要を算定できるよう、係数設定方法を見直した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
45	(省)	つがる市 深浦町 鶴田町 (青森県) 高知県	配分額の見直し	「取組の必要度」と「取組の成果」の配分割合を継続すること。	以下の理由により採用しない。 現在、各地方団体において地方創生の取組が進められ、経済・雇用や出産・子育てに関する指標が改善傾向にあるなど、成果が現れつつあることを踏まえ、地方創生の取組を一層促進するため、平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定にシフトすることとした。 なお、「取組の成果」に応じた算定へシフトするにあたり、財政力が低く、過疎地域などの条件不利地域に係る法律の対象となっている地方団体等について、算定額の割増しを行うなど、条件不利地域に配慮した算定を行うこととした。
46	(省)	滋賀県	取組の必要度分の算定方法の見直し	国勢調査人口(測定単位)の置き換えによる影響が生じないようにすること。	以下の理由により採用しない。 人口減少等特別対策事業費は人口を基本として算定することとしており、国勢調査に伴う人口の置き換えは必要である。 なお、人口急減補正の対象費目には、当該費目も含まれている。
47	(省)	福知山市 (京都府)	取組の成果分の算定方法の見直し	合計特殊出生率を指標に追加すること。	採用する。 各地方団体が策定した地方版総合戦略の内容等を踏まえ、「取組の成果」を反映する指標として、「自然増減率」に代えて「出生率」を指標として用いることとした。 なお、市町村は、「合計特殊出生率」を毎年把握できないため、年齢構成毎の出生率の差を反映した「修正後女性人口」における出生率を用いることとする。
48	(省)	滋賀県 紀美野町 (和歌山県)	配分額の見直し	「取組の必要度」から「取組の成果」に配分額をシフトする際には、条件不利地域等を配慮すること。	採用する。 「取組の成果」に応じた算定へシフトするにあたり、財政力が低く、過疎地域などの条件不利地域に係る法律の対象となっている地方団体等について、算定額の割増しを行うなど、条件不利地域に配慮した算定を行うこととした。
49	(省)	愛媛県	取組の必要度及び成果の算定方法の見直し	「取組の必要度」及び「取組の成果」に係る補正係数の算出において、条件不利地域等を配慮すること。	一部採用する。 「取組の成果」については、平成29年度から段階的に「取組の成果」に応じた算定へシフトするにあたり、条件不利地域等へ配慮を行うこととした。 また、「取組の必要度」については、各指標の数値が芳しくない団体の需要額を割増していることから、条件不利地域等の実情が反映されているものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[公債費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
50	(省)	千葉県	市場公募都市の発行の実態に即した「種別補正係数の算定の基礎となる償還条件」等の見直し	市場公募都市における民間等資金の標準的な償還条件のうち利子について、満期一括償還の実態に合わせて満期まで係数が低減しないように改め、市場公募都市一般の利子支払額と交付税算入額との乖離を是正すること。	以下の理由により採用しない。 地方債の元利償還金については、地方団体における標準的な償還方法に基づき全国一律の方法で交付税措置しているところであり、個別団体の実際の償還方法に合わせるものではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
51	(省)	北海道 (札幌市)	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直し	臨時財政対策債発行可能額の算定のうち、既往債の元利償還金分等については、臨時財政対策債償還費の需要額に応じた配分とするなど、実態に即した算定方法とすること。	以下の理由により採用しない。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の弱い地方団体に配慮しつつ、財源調整機能を強化する観点から、財源不足額を基礎として配分することとしている。
52	(省)	神奈川県	臨時財政対策債の配分比率の見直し	臨時財政対策債は廃止するか、それが困難であるときは、臨時財政対策債の過度な傾斜配分を見直すなど、適切な算定方法の見直しをすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。
53	(省)	大阪府 (大阪市)	臨時財政対策債発行可能額の算出方法の見直し	振替率について、一部の都市についてのみ、あくまで地方交付税の代替財源である臨時債を、地方交付税を大幅に超過して措置することは、市民への説明が非常に困難であり、著しく不公平である。よって、大きな影響のする団体を考慮して、まずは、せめて50%を上限とし、将来的には地方財政計画を基準とした一律の配分とすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
54	(省)	大阪府 (大阪市)	県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴い生じる財源不足に係る臨時財政対策債発行可能額の算出方法の取扱い	指定都市において、県費負担教職員の給与負担事務等の移譲による財源不足額の拡大に伴い増加する臨時財政対策債については、従前道府県が給与負担をしていた際の財源不足額に対する臨時財政対策債の振替額と同程度とし、これを超過して、配分されることがないように、公平な算定方法とすること。	採用する。 教職員の給与負担の権限移譲に対応する臨時財政対策債の総額は、指定都市所在道府県の臨時財政対策債の配分割合を勘案し設定したところである。
55	(省)	広島県 (広島市)	臨時財政対策債発行可能額算定上における政令指定都市の取扱い	政令指定都市においては、権能や財政力を考慮すれば、他の市町村より高い補正係数とならざるを得ないことは理解するが、振替前基準財政需要額に占める臨時財政対策債の割合が非常に高くなっていることもあり、振替率の緩和を行うこと。	以下の理由により採用しない。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。 この観点から、行政権能が町村より道府県に近い政令市において、一般市町村と同様の算出方法ではなく、道府県に近い算出方法を設定した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]
[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
56	(省)	青森県 外ヶ浜町 (青森県) 島根県 島根県全市町村 (19団体)	市町村の姿の変化に対応した交付税算定	学校給食に要する経費に係る人口密度補正を新設すること。	採用する。 学校給食に要する経費については、その他の教育費において人口密度による補正を新設し、平成29年度から3年間で段階的に拡充することとしている。
57	(省)	葛巻町 (岩手県)	市町村の姿の変化に対応した交付税算定	人口密度による補正を拡充すること。(50人/k㎡未満となっている区分の細分化を求めるもの)	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現行の区分設定により、50人/k㎡未満の団体においても需要額を適切に算定できているため、区分の細分化することは考えていない。 なお、市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しに伴い、人口密度補正を段階的に見直しており、引き続き検討する。
58	(省)	兵庫県	市町村の姿の変化に対応した交付税算定	社会教育施設・社会体育施設及び保育所に係る密度補正の新設・見直しを行うこと。	一部採用する。 【社会教育施設】 社会教育施設のうち、公民館に要する経費にかかる密度補正については、平成28年度から3年間をかけて、拡充することとしている。 【社会体育施設】 地方団体が公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などによる総合的かつ計画的な管理を推進しているところであることから、現段階では、社会体育施設に係る経費を拡充することは考えていない。 【保育所】 保育所に係る施設型給付に要する経費については、利用定員が少ない施設ほど子ども一人当たりには要する経費が割高になることを踏まえ、適切に措置を講じている。
59	(省)	長崎県	市町村の姿の変化に対応した交付税算定	合併団体の実情に応じて、算定方法の見直しを行うこと。	採用する。 市町村の姿の変化に対応した交付税算定については、平成26年度以降見直しを行ってきており、平成29年度においては、地域振興費やその他の教育費などについて見直している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
60	(省)	横須賀市 (神奈川県)	市町村民税所得割における精算制度の拡充	市町村民税所得割について、前年度における過大算定額又は過少算定額の精算制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定において、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより、各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行っている。
61	(省)	大牟田市 (福岡県)	ふるさと納税の寄附金控除額について全額交付税による補填	住民税の所得控除になっている寄附金について、当該団体の収入減となる25%についても交付税による補填をすること。	以下の理由により採用しない。 個人住民税所得割の寄附金税額控除については、地方税法に定めのある所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。